

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

【企業局】

目次

担当課（室）

○ 県税に係る徴収金の収納事務の委託の一部改正

税務課

○ 漁船保険付保義務発生のための同意の認定

水産課

○ 道路の区域変更
○ 道路の供用開始

道路整備課

【公告】

○ 土地改良区役員の退任及び就任届
○ 公共測量の終了

耕地課
監理課

○ 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧
○ 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画課

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

○ 〃 〃
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

〃 〃
建築指導課

○ 浄水ケーキの販売代金の収納事務の委託

総務企画課

令和2年4月14日 岡山県公報 第12185号

◎岡山県告示第二百三十六号

平成二十九年岡山県告示第二百九号（県税に係る徴収金の収納事務の委託）の一部を次のように改正する。

令和二年四月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

本則中「及び自動車税」を「並びに自動車税及び自動車税種別割」に改め、表株式会社セブーンイレブン・ジャパンの項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同表に次のように加える。

PayPay株式会社	LINE Pay株式会社	東京都品川区西品川一丁目一番一号	主たる事務所における徴収金の収納の事務	令和二年四月一日から令和四年三月三十一日まで
号	東京都千代田区紀尾井町一番三	同右	同右	同右

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第二百三十七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があつたものと認めた。

令和二年四月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

加入区の名称 朝日加入区

令和2年4月14日 岡山県公報 第12185号

◎岡山県告示第二百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和二年四月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 吉ヶ原美作線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
美作市位田字向平田八番七地先から 美作市位田字才ノ出四番三地先まで	新	一七・一〇 四五・二	一四三・八
美作市位田字向平田八番七地先から 美作市位田字才ノ出四番三地先まで	旧	一七・一〇 二〇・八	一四三・八

令和2年4月14日 岡山県公報 第12185号

◎岡山県告示第二百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和二年四月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道線	吉ヶ原美作	美作市位田字向平田八番七地先から美作市位田字才ノ出四番三地先まで	令和二年四月十四日

令和2年4月14日 岡山県公報 第12185号

〔二四二〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があった。

令和二年四月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

備北土地改良区

二 退任及び就任役員

退任役員	就任役員	住 所	理事の別
氏 名	氏 名		
宗長 堅吾		新見市土橋三六五五	理事
赤木 紘一	赤木 紘一	足見二五〇七	〃
竹本 繁行	竹本 繁行	豊永佐伏一五八八	〃
植田 美行	植田 美行	五〇六〇	〃
	田中 邦男	四九九六	〃
西村 武夫	西村 武夫	草間八一五四	〃
清原 保	橋本 二郎	豊永赤馬五四三三	〃
		土橋三三二三	〃
澤 由紀義	澤 由紀義	高梁市中井町津々二七七三	〃
小林 茂	小林 茂	新見市草間九九七	〃
川井 正敏	川井 正敏	新見市豊永宇山四三三七―二	監事
西山 嘉治		草間七四二一	〃
	岡本 宗慈	真庭市下中津井二〇二三	〃
佐藤 茂実		〃 二七九六	〃
	小川 晴夫	新見市草間七九一七―三	〃

令和2年4月14日 岡山県公報 第12185号

〔一四三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和二年四月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	倉敷市、笠岡市、 総社市、浅口市、 浅口郡里庄町及び 小田郡矢掛町全域
測量の種類	公共測量（デジタル空中写真 撮影及び写真地図作成）
終了年月日	令和二年三月三十日

令和2年4月14日 岡山県公報 第12185号

〔一四四〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、岡山県備前県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつた。

令和二年四月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

赤磐市	測量区域
公共測量（路線測量）	測量の種類
令和二年三月二十七日	終了年月日

令和2年4月14日 岡山県公報 第12185号

〔一四五〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により浅口市から浅口広域都市計画特定用途制限地域についての都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年四月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

浅口広域都市計画特定用途制限地域

二 都市計画の決定年月日

令和二年四月一日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、浅口市産業建設部まちづくり課において縦覧に供する。

令和2年4月14日 岡山県公報 第12185号

〔一四六〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により浅口市から浅口広域都市計画地区計画についての都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年四月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

浅口広域都市計画地区計画

二 都市計画の決定年月日

令和二年四月一日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、浅口市産業建設部まちづくり課において縦覧に供する。

令和2年4月14日 岡山県公報 第12185号

〔一四七〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により里庄町から鴨方都市計画道路についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年四月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

浅口広域都市計画道路

二 都市計画の変更年月日

令和二年四月一日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、里庄町役場農林建設課において縦覧に供する。

令和2年4月14日 岡山県公報 第12185号

〔二四八〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により里庄町から鴨方都市計画公園についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年四月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

浅口広域都市計画公園

二 都市計画の変更年月日

令和二年四月一日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、里庄町役場農林建設課において縦覧に供する。

令和2年4月14日 岡山県公報 第12185号

〔一四九〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により浅口市から岡山県南広域都市計画道路及び鴨方都市計画道路についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年四月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

浅口広域都市計画道路

二 都市計画の変更年月日

令和二年四月一日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、浅口市産業建設部まちづくり課において縦覧に供する。

令和2年4月14日 岡山県公報 第12185号

〔一五〇〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により里庄町から鴨方都市計画下水道についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年四月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

浅口広域都市計画下水道

二 都市計画の変更年月日

令和二年四月一日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、里庄町役場農林建設課において縦覧に供する。

〔二五一〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により浅口市から岡山県南広域都市計画下水道及び鴨方都市計画下水道についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年四月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

浅口広域都市計画下水道

二 都市計画の変更年月日

令和二年四月一日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、浅口市産業建設部まちづくり課において縦覧に供する。

令和2年4月14日 岡山県公報 第12185号

〔一五二〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により里庄町から鴨方都市計画ごみ焼却場についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年四月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

浅口広域都市計画ごみ焼却場

二 都市計画の変更年月日

令和二年四月一日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、里庄町役場農林建設課において縦覧に供する。

〔一五三〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により浅口市から岡山県南広域都市計画用途地域についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年四月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

浅口広域都市計画用途地域

二 都市計画の変更年月日

令和二年四月一日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、浅口市産業建設部まちづくり課において縦覧に供する。

令和2年4月14日 岡山県公報 第12185号

〔一五四〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により浅口市から鴨方都市計画駐車場についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年四月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

浅口広域都市計画駐車場

二 都市計画の変更年月日

令和二年四月一日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、浅口市産業建設部まちづくり課において縦覧に供する。

令和2年4月14日 岡山県公報 第12185号

〔一五五〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により浅口市から岡山県南広域都市計画公園及び鴨方都市計画公園についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年四月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

浅口広域都市計画公園

二 都市計画の変更年月日

令和二年四月一日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、浅口市産業建設部まちづくり課において縦覧に供する。

令和2年4月14日 岡山県公報 第12185号

〔一五六〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により浅口市から岡山県南広域都市計画地区計画及び鴨方都市計画地区計画についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年四月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

浅口広域都市計画地区計画

二 都市計画の変更年月日

令和二年四月一日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、浅口市産業建設部まちづくり課において縦覧に供する。

令和2年4月14日 岡山県公報 第12185号

〔一五七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年四月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市刑部字土堂一二三―

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井手一二二五―三グランコートⅡ三〇一号室

中田 耕輔

中田 唯子

三 許可番号

岡山県指令建指第三二九号

◎岡山県企業告示第二号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定により、
浄水ケークの販売代金の収納の事務を次のとおり委託した。

令和二年四月十四日

岡山県公営企業管理者 佐藤 一雄

一 委託した事務の内容

浄水ケークの販売代金に係る収納の事務

二 委託を受けた者の住所及び名称

倉敷市真備町市場二八七二一七

泉興産株式会社

三 委託を受けた事務を行う場所

倉敷市連島町西之浦五九一二一三 岡山県企業局西之浦浄水場内

倉敷市連島町鶴新田一二〇〇 岡山県企業局鶴新田浄水場内

四 委託の期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで